

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百三十九号

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第三十一号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

法務大臣 古川 禎久
内閣総理大臣 岸田 文雄

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

○総務省告示第二百五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。)第二十四条において準用する健全化法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

令和四年六月二十四日

健全化法第二十四条において準用する健全化法第五条第二項の規定による報告の概要
京都市 京都市高速鉄道事業特別会計

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・令和元年度決算において、地方財政法施行令第15条に規定する資金の不足額(以下、「資金不足額」という。)が、305億円生じていた。

・更に令和2年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響による、営業収益の大幅な減少により、減価償却前経常利益が減少するとともに、事業規模が縮小した。

高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一の項中「一万三千二百円」を「一万七千八百円」に、「二万二千七百円」を「二万七千三百円」に改める。

附則

この政令は、令和四年六月三十日から施行する。

経済産業大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 岸田 文雄

告示

○金融庁告示第三十八号

関東財務局長が、保険業法(平成七年法律第五号)第二百七十二条の二十六第一項第四号の規定により、令和四年六月十日、ベッセムズ少額短期保険株式会社に対し、令和四年六月十一日から令和四年八月十日までの間(ただし、当社の保険金等支払の正常化が図られ、その状況が業務改善計画の実施状況により確認される場合には、それまでの間)、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十四条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和四年六月二十四日

金融庁長官 中島 淳一

業務の一部の停止の範囲

少額短期保険業に係る業務のうち新契約の募集及び締結並びに契約更新にかかる業務(当局が保険契約者等の保護の観点から必要とされる業務として個別に認められたものを除く。)

総務大臣 金子 恭之

報告の概要

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・令和元年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響による、営業収益の大幅な減少により、減価償却前経常利益が減少するとともに、事業規模が縮小した。

計画期間

令和3年度から令和6年度まで4年間

2 経営の健全化の基本方針

- 安定経営を図る上で基本となる経常損益の黒字化について、早期に達成すること。
- 早期に経営健全化団体から脱却すること。
- 一般会計から任意の財政支援を受けない運営を継続すること。
- 特別減収対策企業債残高を除く資金不足額の最大値を900億円以下に抑制すること。

4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 経費削減策
- 利用状況に応じた地下鉄運行の見直し
- 駅有人改札業務の見直し
- 業務の見直し等による経費削減の推進
- 人件費の抑制

○ 収入増加策

- 利用者増加策(安全・安心)な運行の確保と利用者サービスの更なる向上、民間事業者等と連携した公共交通の利用促進、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進)
- 運賃収入増加策(IC化の促進による利便性の向上等)
- 運賃以外の収入増加策(広告の収入増加、駅ナカビジネスの収入増加、クラウドファンディングなど資金調達のための新たな取組)

- 市民・利用者への情報発信
- 地下鉄事業に関する情報発信の強化
- 運賃改定

5 4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位：億円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	262	267	273	308
経常費用	307	321	321	318
経常損益	▲45	▲54	▲48	▲10

6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金不足比率	36.4	40.6	31.6	—

7 その他経営の健全化に必要な事項

- 公共交通の維持・確保に向けた国等への支援要望
- 経営健全化計画の進捗管理等

福岡県 小竹町 小竹町立病院事業特別会計

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・令和元年度決算において、資金不足比率が18%であったところ、医師不足及び新型コロナウイルス感染症の影響による医療収益の減少に伴い、令和2年度決算において、事業規模が縮小した。

2 計画期間

令和3年度から令和6年度まで4年間